

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（○）      DB基金（ ）      DB規約（ ）  
DC      （ ）      会計基準（ ）      その他（○）

【タイトル】 第14回社会保障審議会年金部会／

被用者保険の適用範囲の見直し・在職老齢年金制度の見直し

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2019年11月13日、第14回社会保障審議会年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00017.html)

【議事】

事務局から、以下のような整理が示されました。

（1）被用者保険の適用事業所の範囲の見直し

- ・法人事業所については、業種や従業員規模にかかわらず強制適用事業所とされる一方で、個人事業所の場合、強制適用事業所の範囲は法定された16の業種のいずれかに該当し、常時5人以上の従業員を使用するものに限られている。当該16の適用業種については、昭和28年（1953年）改正以来変更がない。

- ・非適用業種のうち、法律・会計に係る行政手続等を扱う業種（いわゆる「士業」）については、被用者保険適用に係る事務処理能力が期待できる上、個人事業所の割合が高く、非適用となっている被用者が多いことなどから、適用業種とすることを検討。具体的には、弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士・公証人・海事代理士を適用業種とすることを検討。

## (2) 在職老齢年金制度の見直し

- ・高齢期の就労拡大に対応し、
  - ①就労期間の長期化や繰下げ制度の活用を通じて老後生活の経済基盤を充実できるようにする
  - ②高齢期の多様な就労に対してできるだけ中立的な仕組みとするなどの観点から、在職老齢年金制度を見直す。
- ・65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）について、今後の高齢期就労の変化を年頭に、支給停止の基準額を現行の「47万円」から「51万円」に引き上げることを検討する。
  - ※「51万円」＝現役男子被保険者の平均月収（43.9万円）と、  
65歳以上の在職受給者全体の平均年金額（7.1万円）
- ・60歳～64歳の在職老齢年金制度（低在老）について、現行の28万円から、高在老と同じ金額（「47万円」か「51万円」）に引き上げることを検討する。
- ・諸外国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）では、在職老齢年金制度のような制度は存在しない。

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

### 【委員からの意見（主なもの）】

- ・士業への適用拡大については賛成。一方で、他の業種への拡大や企業規模要件の廃止など更なる拡大を進めてほしい。（複数委員）
  - 事務局より、今回は第一歩であり今後更に検討していく旨の回答あり。
- ・在職老齢年金制度について、基準額の51万円への引上げは反対するものではないが、本来的な年金制度の在り方を踏まえて、今後更に踏み込んだ改革を進めてほしい。（大学教授）

※在職老齢年金制度については、51万円へ引き上げることへの財政影響への懸念や、就労効果が確認されていない中で引き上げる意義など、賛否様々な意見が見られました。

- ・低在老については、就労抑制効果が見られるため、引上げには賛成。ただし、対象者が少なくなっていくので、やるのであれば早急に実施いただきたい。  
(コンサルタント)

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)